

企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(仮公表)の一部修正

1 修正理由

法務省令との調整過程において、適用指針第9号の株主資本等変動計算書に関する注記事項の文言を省令と整合させることが適当と考えたため

2 修正の内容

修正後(12月27日公表予定)	修正前(仮公表)
<p><b>注記事項</b></p> <p>13. 株主資本等変動計算書には、以下に掲げる事項を注記する(株主資本等変動計算書会計基準第9項)。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  <u>新株予約権の目的となる株式の種類</u>  <u>新株予約権の目的となる株式の数</u></p> <p>及び の記載対象には、連結子会社が発行した新株予約権及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)により注記事項とされるものを除く。</p> <p>また、 については、<u>権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数をいい、新株予約権の目的となる株式の種類ごとに、新株予約権の目的となる前期末及び当期末の株式の数並びに当期に増加及び減少する株式の数(変動事由の概要を含む。)</u>を記載する。この場合、権利行使期間(会社法第236条第1項第4号)の初日が到来していない新株予約権については、それが明らかになるように記載する。</p>	<p><b>注記事項</b></p> <p>13. 株主資本等変動計算書には、以下に掲げる事項を注記する(株主資本等変動計算書会計基準第9項参照)。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  <u>新株予約権の種類</u>  <u>新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数</u></p> <p>及び の記載対象には、連結子会社が発行した新株予約権及び企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(以下「ストック・オプション会計基準」という。)により注記事項とされるものを除く。</p> <p>また、 については、<u>新株予約権の種類ごとに、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の前期末及び当期末の増加株式数並びに当期中の増加株式数の変動及びその変動事由の概要を記載する。</u></p>

修正後（12月27日公表予定）	修正前（仮公表）
<p>ただし、<u>当期末における新株予約権の目的となる株式の数</u>が当期末の発行済株式総数(自己株式を保有している場合には当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対して重要性が乏しいと認められる場合には、<u>及び</u>の注記事項を省略することができる。</p> <p>なお、親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合には、当該新株予約権に関し、<u>新株予約権の目的となる株式の種類及び数</u>が明らかになるように記載する。</p> <p>新株予約権の当期末残高 親会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)と連結子会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)を区分して記載する。</p> <p>自己新株予約権に関する事項 新株予約権との対応が明らかとなるように以下の事項を記載する。</p> <p>ア 親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合(親会社の自己新株予約権) から に関する事項</p> <p>イ 連結子会社が発行した新株予約権を当該子会社が保有している場合(連結子会社の自己新株予約権) に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>ただし、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数</u>が期末の発行済株式総数(自己株式を保有している場合には当該自己株式の株式数を控除した株式数)に対して重要性が乏しいと認められる場合には、<u>当該事項の注記</u>を省略することができる。</p> <p>なお、親会社が発行した新株予約権を連結子会社が保有している場合には、当該新株予約権に関し、<u>新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数</u>が明らかになるように記載する。</p> <p>新株予約権の当期末残高 親会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプション等として交付されたものを含む。)と連結子会社の新株予約権の当期末残高(ストック・オプションとして交付されたものを含む。)を区分して記載する。</p> <p>自己新株予約権に関する事項 新株予約権との対応が明らかとなるように以下の事項を記載する。</p> <p>ア 親会社が発行した新株予約権を親会社が保有している場合(親会社の自己新株予約権) から に関する事項</p> <p>イ 連結子会社が発行した新株予約権を当該子会社が保有している場合(連結子会社の自己新株予約権) に関する事項</p> <p>(4) (略)</p>

## 注記例

### 2 新株予約権に関する事項の注記例

#### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

注：修正箇所：網掛け部分

- ・ 新株予約権の種類 新株予約権の内訳
- ・ 「新株予約権の目的となる株式の種類」の欄：新設
- ・ 新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合の増加株式数 新株予約権の目的となる株式の数
- ・ 注の5を新設

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)	摘要
			前期末	当期増加	当期減少	当期末		
提出会社 (親会社)	X1年新株予約権	普通株式	200	-	100	100	10	1
	X2年新株予約権 (自己新株予約権)	普通株式	-	200	10	190	100	2、3
	ストック・オプション としての新株予約権		-	(30)	(10)	(20)	(5)	4
連結子会社						15		
合計						30		
合計						155		
						(5)		

- (注) 1：X1年新株予約権の当期減少は、新株予約権の行使によるものである。  
 2：X2年新株予約権の当期増加は、新株予約権の発行によるものである。  
 3：X2年新株予約権及び自己新株予約権の当期減少は新株予約権の消却によるものである。  
 4：X2年自己新株予約権の当期増加は、新株予約権の取得によるものである。  
 5：上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。